

=歴史と哲学の県立熊谷図書館=資料案内



埼玉県のマスコットコパト

Lib. Letter

2009 summer [6~8月] 季刊

平成21年6月20日 通巻 第16号

編集 発行 埼玉県立熊谷図書館

<http://www.lib.pref.saitama.jp/> Tel 048-523-6291

リアル『図書館戦争』 - 「図書館の自由」ってなに? -

「図書館の自由」と聞いて「ああ、あれ!」とすぐ思い浮かぶ方は、きっと、有川浩さんの『図書館戦争』シリーズをご覧になったのではないのでしょうか。この作品、図書館界でもとても大きな関心を集めた作品でした。単に図書館が扱われているだけでなく、「図書館の自由に関する宣言(自由宣言)」が主要テーマだったことに、図書館員たちは驚いたものです。

この「自由宣言」、一般の方にはそれほど知られた存在ではありません。しかし、その内容は、実は図書館を利用されるみなさんにこそ、最も関わりが深いものなのです。

『図書館戦争』のように武力闘争まではありませんでしたが、「自由宣言」を巡って、全国の図書館ではこれまでいろいろな事例を経験してきました。今回は、そうした「図書館の自由」の世界を、いくつかの事例を交えながらご案内します。



「図書館の自由」とは?

「図書館の自由」と聞くと、「図書館が好き勝手にやっついんだ」というように誤解されそうですが、本当は「図書館における知的自由 (Intellectual Freedom in Libraries)」のことを言います。要するに、制約やプライバシーの侵害等を受けることなく、誰でも図書館の資料を自由に使って、自分の判断の助けにすることができることを意味しているのです。

「自由宣言」の本文は「資料収集の自由」「資料提供の自由」「利用者の秘密保持」「検閲反対」の4項目です。各項目にはさらに副文があり、具体的な「守るべき内容」についての説明があります。本文を見て興味を持たれた方は、ぜひこの副文も含めた完全な「自由宣言」を読んでみてください。これがみなさんのための宣言であることがわかっていただけたと思います。

第1 「資料収集の自由」

「“遊び”はいけいない」「“生きる”はいけいない」「“女”はいけいない」「“自由”はいけいない」「“抵抗”はいけいない」「“ファッション”はいけいない」「“町づくり”はいけいない」「“漫画”

「図書館の自由に関する宣言」(本文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

(日本図書館協会 1954年採択、1979年改訂採択)

はいけない」...これらは、1980年代に愛知県の県立高校図書館で管理職から実際に購入禁止を言い渡された資料の禁止理由（の一部）です。

これは高校図書館の事例なので、みなさんが普段利用する公共図書館とは事情が多少異なりますが、図書館で資料を自由に提供するためには、その大前提として、さまざまな視点の資料が図書館で収集されることが許されていなければなりません。例えば上記のような場合、みなさんの図書館における読書の自由は、その入口ですでに侵害されてしまうことになるのです。

それを許さないためにあるのが「資料収集の自由」です。この中には「多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する」「著者の思想的、宗教的、党派的立場によってその著作を排除したりしない」などの内容が含まれます。そして、図書館自身がそれを恣意的に運用するのを防ぐために、収集方針を作ってそれを一般に公開することとしています。もしも方針や実際の収集にゆがみが生じた場合、それは利用者の厳しい目に曝されることになるのです。

ここで重要な点は、「図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味しない」ということです。図書館の蔵書は、それぞれの資料が持つ思想や主張のいわばサンプルです。図書館がそれを選んだのは、それらがサンプルとして「適して」いるからに過ぎず、その思想や主張が「優れて」いるからではありません。どの資料があなたにとって「良い資料」なのかは、あなた自身にしか判断できないことなのです。

第2「資料提供の自由」

図書館で収集された資料は、利用者に提供されるのが原則です。ですが、資料に含まれる表現や思想がある側面から見て論議を呼ぶような場合、さまざまな方面から資料の廃棄・回収・差し替え・書庫入れ・焼却(!)等の要請が寄せられ、図書館や蔵書が批判や圧力に曝されることがあります。

こうした要請(抗議)の主体はさまざまです。図書館利用者や、さまざまな差別に反対する団体



『ちびくろサンボ』は、出版社各社が問題発生と同時に絶版に走り、家庭に対して焼却を指示する自治体まで現れました。児童書であったことから、図書館でも教育的配慮等の観点で対応に苦慮しました。

あるいは出版社や行政組織の別部門、時には図書館内部から声が上がることさえあります。また、制限を求める理由も多種多様です。『ちびくろサンボ』や『ピノキオ』は「差別的表現」が問題になった例ですし、新聞(縮刷版)や雑誌記事の実名報道が問題になった例もあります。極端な例では、美術館の図録で昭和天皇を扱ったコラージュ写真が「不敬だ」と利用者に破り捨てられた事件もありました。

しかし、図書館はこれらの声に応じた安易な提供制限を厳に慎んでいます。

図書館は「思想の寛容」が確立している社会において、有益に機能するシステムです。「思想の寛容」とは、自分とは異なる意見が「存在する」ことを認めることです(その意見が「正しい」と認めることではありません。)。自分にとってどんなに認めがたい考え方であれ、それを主張する人が実在しているという「事実」を否定してはいけません。それが、図書館において多種多様な資料を収集・提供するための根底にある考え方です。

また、図書館は、資料の主張が多種多様であるのと同時に、読者の読み方もまた多種多様であることを知っています。例えば「差別的表現」があるとされた資料について、それをそのまま抵抗なく読む人もいますが、その表現に引っかかりや憤りを感じる人もいます。また、その表現を批判的に読み取り、反面教師として活用する人もいます。読者が各々で考え、その問題が発展的に解消することになれば、批判された資料は「問題資料」ではなく、問題を明らかにし解決に導くための貴重な資料になったと言えるでしょう。図書館は、あらゆる資料にそうした可能性があると考えているのです。

問題視された際、出版社や発行元が自主規制して図書館に回収要請を出す例も後を絶ちません。基本的に、図書館はこうした回収要請に応じることはありません。出版社等には問題を含む資料を発行したという「事実」があり、その事実を「歴史」として残すのもまた図書館の役目だからです。

【3つの「制限」条項】

このように資料提供の原則を主張しつつ、残念ながら「現実」がその実現を許さない場合があることも正直に申し上げなければなりません。「自由宣言」も、次の3項目に限って提供の制限が生じる可能性があることを認めています。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

ただし、この3項目は「極力限定して適用」し「時期を経て再検討」という厳格な条件を満たすことが必要とされています。

特に(1)は制限理由としてよく主張されがちですが、実際にはそう簡単に制限できるようにはなっていません。「人権またはプライバシー」は特定個人の侵害に限られ(「差別だから」とか「差別を助長する」といった一般的理由ではNG)、認定基準として頒布禁止の司法判断があり、それが図書館へ提示され、被害者からの提供制限要求がある場合のみ、一定の提供制限があり得るという見解を、日本図書館協会は示しています。しかも、要件を満たして制限がやむを得ないと判断されたとしても、その判断は「時期を経て再検討」されなければなりません。図書館が資料の提供を本旨とする以上、永久的な制限はその本旨に矛盾するからです。もちろん、資料を廃棄して問題を決着させることなどが許されないのは言うまでもありません。

第3 「利用者の秘密保持」

スタジオジブリの映画『耳をすませば』(原作・柊あおい)をご覧になったことのある方は多いでしょう。主人公の少女(月島雫)と図書館司書のお父さんの間で、貸出方式が利用者の名前が記載されるブックカード方式からバーコード化されることについて、以下のような会話がありました。

父「わが図書館もついにバーコード化するんだよ。準備に大騒ぎさ」

雫「やっぱり変えちゃうの。私カード(ブックカード)の方が好き」

父「僕もそうだけだね」

これを見て多くの図書館員たちは悔しい思いをしたものでした。このお父さんに、司書でありながら「利用者の秘密保持」への理解がまったく見られなかったからです。映画やドラマ、小説、マンガの中に見られる図書館には、このように図書館が利用者のプライバシーを蔑ろにしているかのような表現や記述が絶えません。



県立図書館(移動図書館)でかつて実際に使っていた図書カードです。

捜索差押許可状	
平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇〇裁判所 〇 〇 〇	右の者に対する〇〇被疑事件について、左記の通り 捜索及び差押えすることを許可する。 有効期間 平成〇〇年〇月〇日まで 右の期間経過後は、この令状により捜索又は差押に着手 することが出来ない。この場合には、これを裁判所に返 還しなければならない。右の期間内であっても捜索又は 差押の必要がなくなつたときは、直ちにこれを当該裁判所 に返還しなければならない。
請求者の 署名 〇〇警察署 司法警察員 警部補	捜索すべき場所、及び又は物 差押えらるべき物

捜査令状の書式例です（『図書館雑誌』1993年1月号より）国立国会図書館では1995年、サリン事件に関連して捜査令状により数十万人分の利用記録が実際に押収され、大きな問題となりました。

では、実際にはどうなのでしょう？「自由宣言」には「読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は、例外とする。」とあります。つまり、裁判所が発行した捜査令状(多くは「捜索差押許可状」)がない限り、図書館が利用者情報を漏らすことは許されません。実際、警察からの「照会書」などの協力依頼には、多くの図書館は断っています。

このような「利用者のプライバシーを厳しく守る」という図書館の姿勢は、世間に必ずしも十分に理解されているとはいえません。一方で図書館側にもジレンマがあります。自分たちの主張を強硬に通して作品や表現の内容を変えさせてしまうなら、図書館自身が検閲行為を行ったことになりかねません。ですから今は、図書館のプライバシー保護について機会ある毎に各種メディアに「理解を求める」というスタンスが図書館界での基本になっています。

そしてもう一つ、どうしても触れておきたいのが、家族間での「利用者の秘密」です。予約や督促の際、ご家族の資料について教えてほしいと頼まれる場合がよくあります。しかし、図書館ではそんな時、「ご本人にお尋ね下さい」と申し上げています。家族間でもプライバシーは存在し、

それをどう扱うかを決定してよいのは図書館ではなく、ご本人だけだからです。これは本人が子どもでも変わりません。警察にも簡単には触らせない利用者のプライバシー、その重みをどうかご理解いただきたいと思います。

第4「検閲反対」

ここでいう「検閲」は、狭義の公権力による「検閲」だけでなく、様々な団体からの圧力による規制の強要や、トラブルをおそれた図書館自身による自己規制も含まれます。

例えば、東京都のある区議会では、公明党議員が創価学会批判の図書が図書館にあると指摘して、選定した職員の人事に言及するという事例が発生しました。（この区議に対しては後に公明党の東京都本部から口頭で厳重注意が与えられています。）

また、残念なことに、図書館自身による特定の資料の排除も報告されています。最近の事例で有名なものとしては、2002年に発覚した千葉県のある図書館における「新しい歴史教科書をつくる会」会員の著作を中心とした大量廃棄事件があります。この事例は廃棄された著者らの訴えで裁判にまで発展しました。

図書館は、社会で問題になる事柄こそ、資料・情報を収集し提供して国民の関心に応えなければなりません。注目を集めた歴史観に関連した図書を提供することは、図書館への社会の期待にこたえるものであり、図書館の責務を果すものです。日本図書館協会では「寛容と多様性の原理に基づく図書館は、排除の論理とは無縁である」とこの事例を厳しく批判しています。

「自由宣言」が守りたいもの

「自由宣言」の採択から今年で55周年、「利用者の秘密保持」と副文を加えた1979年の改訂採択からは30周年になります。この間、さまざまな事例や停滞の時期も経ながら、いまこの宣

言は、図書館界で「図書館の憲法」とも称され、尊重される存在となっています。実際には法的拘束力を持つものでもない「自由宣言」が、なぜこれほど図書館界で重要視されているのか。それは、その根底にある「利用者に自由な情報アクセスを保障する」という基本的な役割を多くの図書館が認識し、多くの図書館員がその実現をめざして日々努力しているからに他なりません。願わくば、そうした図書館の姿勢に少しでも共感いただくとともに、これからも優しく厳しく、図書館を見守り、積極的に活用していただきたいと思います。

より詳しく知りたい方へ

～県立熊谷図書館にある『図書館の自由』関連資料を中心に～



【図書】

・『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂 解説 第2版』日本図書館協会図書館の自由委員会 / 編 日本図書館協会 2004.3 (公開 010.1/トシ)

今号にあげた事例のほとんどは、下記の資料で詳細を確認できます。

- ・『図書館と自由 第1集～第16集』日本図書館協会 1975.9～2000.5 (公開 010.1/トシ ほか)
- ・『図書館の自由に関する事例集』日本図書館協会図書館の自由委員会 / 編 日本図書館協会 2008.9 (公開 010.1/トシ)

近年までの事例について文献を知りたい方は下記の資料をご覧ください。

- ・『図書館年鑑』にみる『図書館の自由に関する宣言』50年』日本図書館協会図書館の自由委員会 / 編 日本図書館協会 2004.10 (公開 010.1/トシ)
- ・『図書館の自由』に関する文献目録 1950- 2000』日本図書館協会図書館の自由委員会 / 編 日本図書館協会 2005.12 (公開 R010.1/トシ)
- ・『図書館の自由ニューズレター集成 1981- 2000』日本図書館協会図書館の自由委員会 / 編 日本図書館協会 2006.3 (公開 010.1/トシ)

毎年起きている事例について知りたい方は下記の資料をご覧ください。

- ・『図書館年鑑 1982～』日本図書館協会図書館年鑑編集委員会 / 編 日本図書館協会 1982.5- (公開 / 書庫 R010.5/トシ または R010.55/トシ /) (毎号に『図書館の自由をめぐる』の掲載あり)

【雑誌】

- ・『図書館雑誌』日本図書館協会 月刊 (公開 / 書庫 雑誌)
(毎号に『こらむ図書館の自由』を掲載するほか、事例発生時には自由委員会の見解を掲載)
- ・『みんなの図書館』図書館問題研究会 月刊 (公開 / 書庫 雑誌)
(図書館の自由関連の記事が豊富。同研究会の『図書館の自由委員会』による調査発表もあり)

紹介した資料の()内は請求記号です。 * が付いている資料は館内利用となります。

【その他】関連Webサイト等

以下のサイトにある企画展示用資料リストもご参照下さい。

資料展示企画 <https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib/doc/news/exhibit/ifreedom2009.html>

戦後検閲期の資料を見たい方はこちら

・プランゲ文庫 新聞コレクション (埼玉県立浦和図書館) :

<https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib/doc/saitama/other/prangen.html>

社団法人 日本図書館協会 図書館の自由委員会や関連団体の記録や声明を見たい方はこちら

・日本図書館協会図書館の自由委員会 <http://www.jla.or.jp/jiyu/index.html>

・日本図書館協会の見解 : <http://www.jla.or.jp/kenkai/index.html>

・図書館問題研究会 : <http://www.jca.apc.org/tomonken/>



資料展示のお知らせ

資料展示【リアル『図書館戦争』】を開催しています。

期間：5月23日(土)～8月30日(日)

場所：埼玉県立熊谷図書館 2F展示コーナー

実際に問題になったことがある資料や、「自由宣言」成立に関わる資料等を展示しています。ぜひご覧ください。

【同時開催特別展について】

日本図書館協会からお借りしたパネルを使って、特別展を開催しています。

テーマ：「なんでも読める 自由に読める!?(改訂版)」

(期間は、当館の資料展示期間と同じです。)

日本図書館協会図書館の自由委員会が作成した「図書館の自由」に関する広報パネルです。ポスターや事例年表のほか、実際の事例をテーマごとにパネルにして展示しています。

(協力：日本図書館協会)

おまけコラム：アメリカ版『図書館戦争』？

ちょっと古い本で現在は絶版になっていますが、フィクションでありながらアメリカにおける図書館と知的自由の状況をとてもわかりやすく描いた本があります。

・『誰だハックにいちゃもんつけるのは(集英社コバルト文庫)』

ナット・ヘントフ/著 集英社 1986.1(久喜児童/V)

『ハックルベリー・フィンの冒険』が禁書の危機に晒されるという設定の小説です。実は、この中で引用・紹介される逸話についてはほとんどが事実です。現在の若い司書たちには知らない人も増えていると思いますが、かつてこの本は図書館員の間では隠れたベストセラーとして読み継がれていました。



後記

みなさんは、左のようなポスターが当館に貼ってあるのをご存じでしょうか？

このポスターは、1994年に「自由宣言」採択40周年を記念して印刷されたものです。有川さんが『図書館戦争』を書ききっかけになったのもこのポスターなのだから。

当時の全国の図書館に配布されましたので、もしかしたらみなさんの地元の図書館にも貼ってあるかも知れませんね。

2階展示コーナーの内容を見て、図書館のあまり知られていない一面について、少しでも知っていただけたら幸いです。

(『L.b. Letter』編集担当)

